

施策 28 計画的なまちづくりの推進

主管部長(課) 都市整備部長(都市計画課)
 関係部長(課) 都市整備部長(まちづくり推進課)
 土木部長(管理課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。これを基に、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が主体となって提案するまちづくりに関する調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動（エリアマネジメント）に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などを活用して、調和のあるまち並みの創出を誘導します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区景観計画策定（H21年） 既存不適格屋外広告物撤去等支援事業を区内2箇所を実施（H22年） 南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅の建設等による人口増 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み（エリアマネジメント）の必要性が高まっている。 江東区都市計画マスタープラン（改定版）策定（H23年） 豊洲グリーン・エコアイランド構想策定（H23年） 「地域主権改革」による都市計画決定権限の移譲（H23年） コミュニティサイクルの実証実験（H27年3月まで延長） 亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定（H25年） 	<ul style="list-style-type: none"> 住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、地域コミュニティの形成に支障が生じる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 居住地域内に公共施設をはじめ、医療施設や生活利便施設など必要な施設の整備を求める声が多くなっている。 土地利用の変化や個別のマンション等の建築計画に伴い、居住地域における良好な住環境や防災性の向上を求める都市計画の変更等の要望が多くなっている。 寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部開発の進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。 まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は、東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
99	地区計画策定面積	ha	764.4 (20年度)	764.4	764.4	764.4	764.4		788.5	都市計 画課
100	まちづくりに取り組む区民・事業者・地権者等による民間組織数	団体	—	—	—	1	3		5	まちづく り推進課
101	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	40.3	47.0	44.3	50.1	50.9	51.0	50	都市計 画課
102	景観計画届出敷地面積	ha	982.1 (20年度)	1,071.1	1,136.0	1,264.5	1,343.0		1,222	都市計 画課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	202,862千円	203,407千円	217,262千円	221,192千円
事業費	29,230千円	43,461千円	35,258千円	26,185千円
人件費	173,632千円	159,946千円	182,004千円	195,007千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを誘導しており、プランに沿った開発状況の進行管理の手法が課題となる。</p> <p>◆本区は準工業地域が50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多様であり、個々の地域における目標が定めにくい。</p> <p>◆景観法に基づく景観計画届出等の手続きが開始された平成21年度以降、届出件数は年々増加傾向にある。また、景観重点地区の指定については、従前の深川萬年橋（H19指定）に加え、平成25年4月より「亀戸」及び「深川門前仲町」を新たに景観重点地区に指定し、建築の規模によることなく景観届出を要する区域が拡大した。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、臨海部を中心とした区内の建築件数の増加が予想される。このため、今後も景観に係る届出やそれに伴う協議・指導等の増加が見込まれており、区民・事業者への制度周知・意識啓発とともに、実務面でのよりの確かつ効果的な景観指導が課題となる。</p> <p>◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、その具体的な施策の検討の場として環境まちづくり協議会を設立した。平成24年度より構想の実現に向けた取り組みとしてコミュニティサイクルの実証実験を開始しており、実験期間を平成26年3月から平成27年3月まで延長した。実証実験終了後の本格実施に向け、ステーションの設置場所について関係官公署と最終調整を図る必要がある他、一層の利便性向上と収益性改善のため、車輛やステーションの拡充及び他区との協調も視野に入れたエリアの拡大を図る必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆市街地の再開発や土地利用の転換に併せて、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、区民、事業者、他の行政機関に対して協力を求めるとともに開発状況の数値化に努める。</p> <p>◆地域の特性に応じた都市計画手法を発信し、良好なまちづくりにつなげる。</p> <p>◆景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度につき、関係所管と連携しながら、事業者にも効果的な情報発信や指導を行い、良好な景観形成への誘導に努める。</p> <p>◆道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。</p> <p>◆住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。</p> <p>◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等による主体的活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。</p> <p>◆コミュニティサイクルの本格実施に向け、実証実験を踏まえて事業のあり方を検討調整していく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》

- ・土地利用の実態や開発動向等を的確に把握し、都市計画マスタープラン実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。
- ・都市計画マスタープランの着実な実施のため、その進行管理を明確にするための仕組みづくりに取り組む。
- ・都市計画提案制度の活用や民間組織による景観、緑地等の維持管理手法の拡大など、地域住民等が主体となったまちづくりを推進する。
- ・景観重点地区について、事業の効果を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討する。
- ・臨海部の新たなまちづくりにあたっては、区民・事業者とともにオリンピック・パラリンピックの開催、環境・防災という視点に立脚した取り組みを推進する。

1 施策が目指す江東区の姿

多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発における誘導や既存物件のコンバージョン、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年、国は住生活基本法を施行、都は住宅基本条例の全面改正を行った。住宅施策は、豊かな「住生活」の確保のため、量から質へ、住宅から住生活へ等と転換してきた。URや都営住宅も、既存住宅の維持保全や改善・建替えを主要課題とし、新たな住宅の建設供給は行わないことを基本方針としている。 昭和40年代来の民間マンションの老朽化対策のため、適正な管理を推進し良好な居住環境の確保を図る「マンション管理適正化法」などの法整備が進められている。 国は、平成19年「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を施行。民間賃貸住宅への入居支援を打ち出している。 平成20年受入困難地区指定廃止。指導要綱を条例化し、指導基準を強化。このうち、建設計画の事前届出については、公共公益施設の収容対策の重要性を鑑み、24年度以降も継続している。 平成10年1月「江東区みんなでまちをきれいにする条例」施行 平成21年7月「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」施行 平成22年3月「江東区住宅マスタープラン」策定(改定) 平成23年10月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正 平成24年4月「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」改正 平成25年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成27年度までに90%以上、平成32年度に100%とする新たな目標を設定。 区内には築30年を越すマンションが約220棟、旧耐震基準のマンションが約450棟あるが、計画修繕を実施していない・予定のないマンションが分譲で25%、賃貸では48%となっている(平成20年マンション実態調査)。 集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面に於いて都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。 耐震性不足が生じている老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう、法改正等により新たな制度が設けられる見込みである。 今後も当面はマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付きの住宅が民間事業者により整備される。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の増加に伴い、エレベータのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致が生じている。 まちの美化や歩行喫煙等の防止に係る条例施行後、一定の改善はみられるが、ポイ捨て・歩行喫煙についての苦情は現在も区に寄せられており、取り組みの一層の強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 民間マンションの老朽化が進行し、適正な維持管理等の必要性が高まる。 ポイ捨て・歩行喫煙が改善されない状況が続けば、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が薄れ、状況が悪化する可能性がある。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
103 住宅に満足している区民の割合	%	66.0	66.2	64.5	68.4	69.9	69.8	70	住宅課
104 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	39.20 (20年度)	—	—	—	—	—	60	住宅課
105 住環境に満足している区民の割合	%	63.5	67.3	64.6	68.7	70.8	70.2	70	住宅課
106 歩道状空地の整備（延長・面積）	m・㎡	—	1,749.80m 7,001.17㎡	620.28m 4,713.38㎡	1,823.16m 6,420.69㎡	2,504.10m 5,493.77㎡	—	—	住宅課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	543,171千円	627,389千円	533,856千円	612,093千円
事業費	377,075千円	474,018千円	351,015千円	431,921千円
人件費	166,096千円	153,371千円	182,841千円	180,172千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策における現状と課題

- ◆住宅ストックの改善・改良
高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。
- ◆今後のマンション施策検討の基礎資料とするため、26年度にマンション実態調査を実施する。
- ◆マンション管理組合等への支援
民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。
- ◆快適な住環境の推進
マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆多様な居住ニーズに対応した住まいづくり
①居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。
②公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。
- ◆良質な既存住宅への支援・誘導
①住宅ストックの長寿命化への取組みを支援・誘導する。
②既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。
- ◆良好な住環境の推進
①マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。
②区民一人ひとりが、江東区に愛着を持ち「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識を醸成し、清潔で美しいまちづくりを推進する。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。
- ・既存住宅の適正な維持管理支援について、マンション実態調査結果を分析し、効果的な方策を検討する。
- ・関係部署との連携を更に強化し、良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。

1 施策が目指す江東区の姿

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発</p>	<p>区からユニバーサルデザインに関する情報提供をするとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解を深めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。</p>
<p>②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援</p>	<p>民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へのNPOやボランティアによるユニバーサルデザインの検証を実施します。</p>

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速な高齢化と人口増加に伴い、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 平成21年4月にユニバーサルデザインの考え方を理念とした東京都福祉のまちづくり条例が施行され、区民が日常生活の中でよく利用する物販・飲食・サービス業などにも新設・改修時の工事着工前の届出が義務付けられる対象となり、区民の身近なところで一層整備が促進されるようになった。 平成26年3月に東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26~30年度)が策定され、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化が更に進む。 2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定し、江東区の湾岸エリアにユニバーサルデザインの視点に立った競技施設が多数新設される。また、国内外から多くの観光客が訪れることになるため、公共交通機関、競技施設、公園、道路などにおいて、ユニバーサルデザイン化された面的な整備が行われる。 国家戦略特区において道路空間の有効利用が検討されており、道路空間上に多言語看板の設置等の規制緩和が検討されている。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。 	<p>今後一層、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。</p>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

東京都福祉のまちづくり条例の特定都市施設でない都市施設の適合証の交付は、東京都が行う。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
107	この1年間で、障害者や高齢者の行動を手助けしたことがある区民の割合	%	42.6	42.2	47.1	45.3	44.5	40.0	60	まちづくり推進課
108	この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	68.1	65.6	67.4	62.4	62.5	60.0	40	まちづくり推進課
109	福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	32 (20年度)	23	34	46	33		40	まちづくり推進課

5 施策コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	78,357千円	73,055千円	84,299千円	82,653千円	
事業費	49,143千円	46,178千円	51,003千円	52,984千円	
人件費	29,214千円	26,877千円	33,296千円	29,669千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆区民と区担当者が一体となってワークショップを行い、小学校への出前講座を毎年長期計画で定めている活動量の3校以上で実施してきた。平成25年度は2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定し、急きょオリンピック・パラリンピックを契機としたまちづくりをテーマにワークショップを3回追加実施し、「江東湾岸エリアにおけるユニバーサルデザインまちづくり取組方針」策定のための意見聴取の場とした。◆出前講座を受けた小学校については、引き続き授業を継続していただき、ユニバーサルデザインの理念をより理解できるよう工夫してきた。</p> <p>◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として、区内193箇所の公衆便所のうち95箇所整備、進捗率は49%と着実に整備が進んでいる。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績から新築・増改築の建築物のユニバーサル化は進んでいる。一方で条例施行前の建築物に対しては、バリアフリー整備の助成をしているが実績があがっていない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆出前講座はこれまでのワークショップで実施してきた成果を生かし、小学校の調整は区で行うが、今後、出前講座はまちづくり相談員が主体となり実施をしていくことを検討する。あわせて、出前講座の対象は小学校としてきたが、対象を拡大していくことを検討していく。◆ワークショップの運営は「江東湾岸エリアにおけるユニバーサルデザインまちづくり取組方針」の中からテーマを選定・実施し、ワークショップの回数も増やし議論を重ねハード・ソフト両面の整備の充実を検討していく。湾岸エリアのオリンピック・パラリンピック競技建設予定施設周辺をまち歩きによる現地調査を行い、ユニバーサルデザインに沿った快適な歩行空間の整備を都に提案することなどを予定している。◆これまで出前講座を受けた小学校の成果発表の場であったフォーラムの形式を今年度は、オリンピック・パラリンピックのまちづくりをテーマにシンポジウム形式で開催する予定である。◆条例施行前の建築物のバリアフリー整備を助成するやさしいまちづくり施設整備助成事業については区報掲載、チラシ配布などで広報を強化する。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<p>・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、区民へのより効果的な啓発手法を検討するとともに、取り組みの実績等について区民にわかりやすく情報提供を行う。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック開催を見据えたユニバーサルデザインの事業展開について検討を行う。</p> <p>・民間建築物にユニバーサルデザインを普及させるために効果的なPR方法を検討する。</p>	

施策 31

便利で快適な道路・交通網の整備

主管部長(課) 土木部長(交通対策課)
 関係部長(課) 地域振興部長(地域振興課)、
 都市整備部長(都市計画課)、
 土木部長(管理課、道路課、
 施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の耐震化、既存住宅地区の無電柱化等を視野に入れた総合的見地からの計画的な橋梁の修繕・道路改修を実施します。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、排水や騒音に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	放置自転車の撤去や自転車駐車場、自転車道などの整備、道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	南北交通の利便性を高めるために必要な、地下鉄8・11号線の延伸事業を実施するにあたって、豊洲一住吉間の早期事業化など、区が直面する課題について関係機関での協議を推進します。また、区内交通調査等を実施し、区民の移動実態やニーズを把握した上で、鉄道・バス網ほか新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生 江東区無電柱化重点路線制定(平成21年6月) 都市計画道路「第三次事業化計画」の策定(平成16年3月) 優先整備路線(平成27年までに着手する路線) <ul style="list-style-type: none"> ①都施行 環状2号、放射32号、補助144号、補助315号 ②区施行 補助199号、補助115号 道路交通法の一部改正 臨海部の昼夜人口の増加・南部地域の発展 大規模集合住宅の建設による人口の増加・高齢化 東日本大震災により新木場地区で道路の液状化被害が発生 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定(平成25年7月施行) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の決定 国家戦略特区の指定 東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が40%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。 歩行環境の悪化や交通渋滞の増加 南部地域の発展に伴う駅周辺放置自転車の発生 通勤通学者の増加による駅利用者の増加 高齢者や障害者の移動範囲が限定される 旧市街地と臨海部の融和が進まない 経年に伴い、道路の安全性が確保されない オリンピック・パラリンピック競技場の建設に伴う工事車両の増大、夢の島自転車保管場所の移転 訪日外国人の移動のしやすさが改善されない 自転車走行空間の整備に伴う自転車利用者の増大

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実 環境問題意識の高まりによる自転車利用の増加 城東地区の南北交通の充実 旧市街地と臨海部を結ぶ交通手段の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 整備が進まなければ、計画の見直しの要望が多くなる 商店街や大型店舗周辺的环境悪化 旧市街地と臨海部の一体感が失われる 特に臨海部における交通安全啓発が求められる 自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・コミュニティサイクル)が求められる

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
110 無電柱化道路延長（区道）	m	14,900 (20年度)	15,830	15,830	16,460	16,948		16,620	道路課
111 都市計画道路の整備率	%	87.0 (20年度)	87.0	87.3	87.3	92.3		—	都市 計画課
112 交通事故発生件数	件	1,785 (20年)	1,631	1,506	1,419	1,260		—	交通 対策課
113 駅周辺の放置自転車数	台	3,434 (20年度)	2,672	2,315	1,876	1,874		2,510	交通 対策課
114 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	19,740 (20年度)	20,103	20,187	20,379	20,290		21,240	交通 対策課
115 電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合	%	53.9	58.8	55.9	60.8	60.9	59.0	66	交通 対策課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	6,365,517千円	5,667,859千円	7,274,214千円	5,129,124千円
事業費	5,624,982千円	4,985,229千円	6,590,517千円	4,453,263千円
人件費	740,535千円	682,630千円	683,697千円	675,861千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
<p>(1) 施策における現状と課題</p> <p>◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や区施工の都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト縮減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。◆平成24、25年度は公共土木施設災害復旧国庫負担金を活用した東日本大震災による液状化被害の本復旧工事を行ったが、道路復旧にはさらに数箇年を要する。◆交通事故件数は年々減少傾向にあり、放置自転車数は平成23年度には目標を達成している。また、指標114についても現状値と比べ目標に向けて数値が概ね向上している。しかしながら、放置自転車や道路の不正使用、交通ルールやマナーを守らない自転車利用者が後を絶たないため、放置自転車の撤去、自転車駐車場の整備などのハード面とともに、自転車の適正利用の啓発やあらゆる世代への継続的な交通安全教育の実施などソフト面でも引き続き対策を強化していく。◆臨海部においては、オリンピック・パラリンピック競技場の建設に伴う工事車両の増加が予測されることから、特に児童に対する交通安全教育を実施していく必要がある。◆自転車に係る施策は、各事業者（国都区）が個々に展開し一定の成果を得ているが、自転車走行空間のネットワーク化・放置自転車対策など各事業者が相互連携した一体的な取組みが求められている。◆地下鉄8号線については、第一段階とされた豊洲一住吉間の整備を促進するため、平成25年度は整備計画案の精査を継続するとともに、関係機関部長級等で構成する「東京8号線（豊洲～住吉間）延伸に関する懇談会」を開催し、意見交換を通じて同路線の早期整備に向けた検討を深めた。また、江東区地下鉄8号線建設基金の積立てを継続し、平成25年度末時点の累計額を20億円とした。事業化に向けては、引き続き事業主体間での調整や国・都等関係機関の理解と協力が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。</p>
<p>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</p> <p>◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆液状化の影響により被災した道路復旧にはさらに数箇年を要し、歩道を中心に復旧工事を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆成果指標111については、区施行の未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆指標112については、交通管理者である警察署及び地域、学校等と連携して交通安全啓発事業を実施し、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆指標113については、効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆指標114については、南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車場の整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討していく。◆自転車施策に係る各事業を計画的かつ体系的に推進し、自転車を利用しやすい環境を整備する。◆指標115については、鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲～住吉間）については、東京都、国、営業主と想定される東京メトロと早期事業化に向け、調整を図っていく。</p>

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・各種施設の整備・改修について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。
- ・無電柱化事業については、整備対象と優先順位を明確にしたうえで整備を進める。
- ・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。
- ・国や都と連携し、自転車を利用しやすい環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者のマナー向上に取り組む。

施策 32 災害に強い都市の形成

主管部長(課) 都市整備部長(建築調整課)
 関係部長(課) 総務部長(営繕課、防災課)、
 都市整備部長(地域整備課)、
 土木部長(管理課、道路課、
 河川公園課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、民間特定建築物及び個人住宅の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅等を行い、災害時における延焼の防止に努めます。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートを確保するための橋梁の耐震化を早期に完了させます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び首都直下地震の被害想定の見直し等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せている。 細街路拡幅事業の申請件数は住宅等建築着工件数に左右され、整備延長の実績は一定していない。 臨海部を中心に人口が急増している。 地球温暖化等による局地的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めるとともに、平成22年度に江東区洪水ハザードマップを作成した。また、平成24年度に江東区大雨浸水ハザードマップを修正増刷した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度を目標に推進している特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び、平成25年改正の耐震改修促進法による民間特定建築物の耐震診断義務化により耐震化促進が見込まれる。 細街路拡幅整備は急速な整備延長の増加は見込めないため、特に木造住宅密集地区における不燃化促進が課題になる。 臨海部の人口増に拍車がかかり、備蓄計画との地区バランスが崩れる。 台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる集中豪雨、及び土地の高度利用化で地下空間の利用が増えたことなどにより浸水被害が増加する。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区民の耐震化に対する関心の高まりに伴い、木造戸建住宅簡易診断の申請件数や、分譲マンション等の耐震化アドバイザー利用数は増加しているが、耐震改修工事まで至るものは少数に留まっている。 区民の不燃化に関する関心の高まりに伴い、区内169町丁目中、16ある不燃領域率70%以下の地区の不燃領域率の向上が望まれる(特に、地域危険度の高い北砂3・4・5丁目地区の不燃領域率の向上が望まれる)。 小中学校の耐震化率は平成21年度で100%を達成した。その他の区立施設についても耐震促進計画に基づいた着実な耐震化率の向上が望まれる。 集中豪雨に対する地域での水防活動が求められる。 区民の津波に対する不安が高まっている。 東日本大震災以降、家庭での備蓄に対する意識が高まるとともに、区の備蓄物資に対する要求も強まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間建築物(木造戸建・マンション等)の耐震助成制度の充実や、耐震改修済みの建物が増加することなどにより、区民の耐震化への関心が更に高まり、耐震改修の促進が見込まれる。 防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率を達成し、公共施設の耐震化は順調に進捗する。 時間50mm以上の集中豪雨があった場合は、下水管からあふれて浸水被害を起こす可能性があり、被害を軽減するために自助共助が必要である。 備蓄物資の種類と量について、区民からの要求への対応が必要となる。 不燃化特区内においては、区民への積極的な働きかけ等により、不燃化への関心が更に高まり、不燃領域率の向上が見込まれる。 不燃化特区以外の地域においても、区民からの不燃化に対する要求への対応が必要となる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
116 区立施設の耐震化率	%	78.3 (20年度)	90.4	95.2	96.7	97.6		96.1	営繕課
117 民間特定建築物耐震化率	%	75 (19年度)	—	—	82	—		88	建築調整課
118 細街路拡幅整備延長	m	9,708.07 (20年度)	11,018.80	11,946.72	12,788.24	13,705.29		14,800	建築調整課
119 浸水被害件数	件	0 (20年度)	8	6	0	21		0	河川公園課
120 耐震対策が施されている橋梁の割合	%	61.6 (20年度)	81.2	88.1	91.6	98.8		98.8	道路課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	2,087,130千円	935,426千円	2,531,260千円	2,503,928千円
事業費	1,980,013千円	836,873千円	2,395,730千円	2,292,377千円
人件費	107,117千円	98,553千円	135,530千円	211,551千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数は順調な伸びを示しているが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆細街路拡幅整備の整備延長は順調に推移しており、耐震改修工事においても細街路拡幅整備をPRしている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズと東京都の新たな被害想定を考慮に入れ、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。◆時間50mmを越える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については、江東幹線整備等の再構築事業が開始されたが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆北砂三・四・五丁目地区が東京都不燃化特定整備推進地区に指定されたことを受け、不燃化促進のための事業を展開する。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新たな被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を平成27年度までに目標達成させ、また、平成25年改正の耐震改修促進法による民間特定建築物の耐震診断義務化等により耐震化を促進させる。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、避難路の確保を図る。◆人口増加による地区バランスの変動や新たな被害想定を考慮しながら、備蓄物資の種類と量を見直した防災倉庫の配備計画を進める。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆不燃化特定整備推進地区制度により、木造住宅密集地区における不燃化を促進させる。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・既存事業の着実な実施に加えて、近年明らかとなった災害リスク等に係る区民への的確な情報提供及び国・都との役割分担による各種災害への対応を進める。
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策を検討する。
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、取り組みを推進する。

1 施策が目指す江東区の姿

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み

①防災意識の醸成	「地区別防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布、総合防災訓練の実施とその周知徹底を通じ、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的な防災訓練等を通じて、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化します。また、災害協力隊や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時の対応への習熟を図ります。特に臨海部など大規模集合住宅等に重点を置いた、新規災害協力隊の結成に向けた啓発活動の促進を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	ビルの高層化や臨海部開発に伴い、同報無線を効率的・計画的に整備するとともに、より質の高い無線システムの導入を図ります。また、新規避難所の指定に合わせ、防災無線や一斉情報配信システムの受信端末を増設します。加えて、高齢者、乳幼児等、災害時要援護者の幅広いニーズに応えられる質を考慮した食料や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に東京都から新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 区南部地域を中心として、大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 平成25年度、避難場所の改定が実施された。 平成25年度に災害対策基本法が改正され、自助・共助の重要性が改めて示された。共助の理念に基づく取組みの一つとして、避難行動要支援者の名簿作成が区市町村に義務付けられた。 近年の災害の教訓や法改正等を踏まえて中央防災会議において防災基本計画の修正が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい集合住宅住民の町会・自治会への加入率の低下、町会・自治会活動者の高齢化により、災害協力隊が弱体化する。 過去の災害から得た教訓や法改正等を踏まえて絶えず改善を図らなければ、災害が発生した場合における被害の最小化を図ることができない。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 世界各地の大規模災害に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる災害への備えや防災対策の強化を求める区民の要望が多くなっている。 ゲリラ豪雨対策や都市機能の高度化に伴い必要性が生じた超高層ビルの防災対策や放射性物質対策など、新たな問題への対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大地震発生リスクは更に高まり、区民の要望がより多岐に及ぶことが見込まれる。 地域コミュニティが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

災害対策基本法(第四十二条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
121	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	45.0	39.6	57.7	58.1	52.9	52.9	70	防災課
122	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	73.9	74.6	75.9	78.9	75.4	78.4	90	防災課
123	自主防災訓練の参加者数	人	28,012 (20年度)	24,829	32,207	33,213	38,184		29,000	防災課
124	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	32.2	32.3	27.7	32.7	34.0	44.5	55	防災課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	511,714千円	457,707千円	509,463千円	485,349千円
事業費	351,038千円	309,879千円	352,776千円	333,048千円
人件費	160,676千円	147,828千円	156,687千円	152,301千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
(1) 施策における現状と課題
<p>◆東日本大震災の発生以降、防災対策については、国の防災基本計画の修正をはじめ様々な被害想定やマニュアル等の見直しが進められ、平成24年度には東京都も首都直下地震（東京湾北部地震）の被害想定の見直しや東京都地域防災計画の大幅な修正を行った。これに合わせ、本区においても喫緊の課題であった江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の策定、各種マニュアル類の策定や見直しを行った。また、平成24年度・25年度の2次にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体をはじめ各種防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。◆自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化により低下傾向にある中、東日本大震災での教訓から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成25年度から、学校を中心とした拠点避難所の地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する学校避難所運営協力本部連絡会を実施しており、積極的な活動が求められる。◆現在も首都圏を含めた全国各地で地震が頻発しており、その都度、区民の災害への関心は高まりを見せ、減災へ向けた行政の取組に対し絶えず改善が求められている。本区においては、災害に脆弱な地勢、人口の増加等の環境の変化も踏まえながら、防災対策の一層の充実を図っていかねばならない。◆災害情報の伝達体制の整備について、平成25年度に防災行政無線の拡声子局を7か所増設するとともに、気象特別警報などに対応した防災行政無線等を自動で起動する改修を行った。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆江東区地域防災計画（平成25年度修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、新たな被害想定で明らかになった防災上の課題解決や、東日本大震災での教訓を踏まえ、一層の防災・減災対策の充実を図る。◆多岐にわたる取組みの中でも、「地域防災力向上」を最重点課題に掲げ、主に地域連携体制の構築や避難行動要支援者対策、避難所運営、備蓄品の確保、災害時協定締結、啓発活動等を着実に進めていく。◆計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取組みを積極的に推進していく。◆区内在勤者や滞留者などに災害時の緊急情報を伝達するため、臨海地区を含む区南部地域に防災行政無線網を拡げていくとともに、災害情報伝達手法について引き続き研究、検証を行っていく。</p>

7 二次評価<< 区の最終評価 >>
<ul style="list-style-type: none"> ・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、地域特性を踏まえた有効な方策を引き続き検討する。 ・災害時における地域救助、救護体制の確保、高齢者等災害弱者に対する具体的対応策、民間との役割分担や協働体制の検討など、区として取り組むべき課題について、平成25年度に修正された江東区地域防災計画に基づき着実に実施する。 ・多言語情報伝達のための仕組みづくり等、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて増加すると見込まれる外国人観光客にも安全なまちづくりを進める。

1 施策が目指す江東区の姿

区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
②地域防犯力の強化と防犯環境の整備	安全・安心パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラや防犯灯設置を推進します。さらに、メールマガジン等を活用した情報伝達方法の整備等により、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の刑法犯認知件数は、平成20年の6,716件から平成25年の5,350件と、5年間で1,366件減少している。 ・区内の犯罪発生件数の中で一番多い罪種は「自転車盗」で、刑法犯認知件数の約3割を占め、平成25年は前年比80件の増加であった。 ・「振り込め詐欺」や「ひったくり」など犯罪弱者を狙った犯罪については、横ばいで推移していたが、昨年は増加に転じた。 ・新しい住民の町会・自治会への加入率低下と町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の刑法犯認知件数が減少から増加に転ずる。 ・高齢者人口の更なる増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害が増加する。 ・新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。 ・インターネットや、スマートフォンやタブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の詐欺被害等が増加する。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年から開始した「江東区防犯パトロール団体」の登録数は、平成20年の173団体から平成25年の215団体へと42団体増加するなど、区民の防犯に対する意識の向上が認められる。 ・町会や商店街から街頭防犯カメラの設置に対する補助の要望が多くなっている。 ・不審者情報など子どもの安全安心に関する情報を素早く知りたいとの要望が多くなっている。 ・区のパトロールカーによる区内パトロールへの要望が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール団体の登録数が増加したため、すでに登録されたパトロール団体への迅速かつ具体的な情報発信などの支援による活動の活性化が求められる。 ・街頭防犯カメラ設置促進に伴い、既存防犯カメラの老朽化に伴う交換への補助の要望が増えることが予想される。 ・「こうとう安全安心メール」登録者増加が見込まれる。 ・犯罪の複雑化・高度化・多様化に対応した防犯情報発信の必要性が高まる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
125 治安が悪いと思う区民の割合	%	21.6	15.5	18.5	13.2	15.3	13.5	—	危機 管理課
126 区内刑法犯認知件数	件	6,718 (20年)	5,944	5,953	5,725	5,350		—	危機 管理課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	87,488千円	65,652千円	83,660千円	150,116千円
事業費	77,750千円	56,693千円	73,867千円	135,281千円
人件費	9,738千円	8,959千円	9,793千円	14,835千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
(1) 施策における現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の刑法犯認知件数は、減少傾向にあるが、認知件数の約3割を占める「自転車盗」の発生件数が、昨年増加に転じており、「自転車盗」の被害防止に向けた啓発等が必要となっている。 ・区民の防犯に対する意識の向上から、防犯パトロール団体の登録も順調に増加してきたが、すでに多くの町会・PTAが登録しており、今後、登録数の大幅な増加はあまり見込まれないことから、すでに登録されたパトロール団体への迅速かつ具体的な情報発信などの支援による活動の活性化が求められる。 ・新しい区民の町会・自治会への加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化に伴い、「自助」「共助」による防犯活動が停滞する恐れがある。 ・生活安全ガイドブックの配付や警察との共催による「江東区地域安全のつどい」の開催、区報での広報、こうとう安全安心メールの配信等により、区民の意識の啓発を図っているが、「振り込め詐欺」や「ひったくり」など犯罪弱者を狙った犯罪被害がなかなか減らない現状である。
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、関係機関・部署との一層の連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。そのために、「江東区生活安全行動計画」に対応した進捗管理を行い、取り組みの方向性や具体的進捗状況を年度毎に把握する。 ・街頭防犯カメラ設置助成や関係部署による防犯灯設置助成や、美化活動等により、犯罪の起こりにくい環境を整備する。 ・防犯パトロール団体の活動の活性化を図るため、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、犯罪の複雑化・高度化・多様化に対応した防犯対策についての情報発信および、団体間の情報のネットワーク化・共有化を図ることにより、「自助」「共助」の意識の向上を図っていく。 ・「こうとう安全安心メール」の登録者数は当初の目標を大きく上回っているが、関係機関に登録勧奨の協力を求めるなど引き続き登録者の拡大に努め、既存の啓発方法とともに、区民の意識の啓発を図っていく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>
<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助により地域の安全安心を高めることが本施策の目的であるが、高齢化の進展や、新規集合住宅の増加に伴い、町会・自治会の加入率が低下する中、地域コミュニティによる地域防犯力の向上に対し、区がどのように関わっていくことが効果的なのか引き続き検討を進め、具体的な事業展開を図る。 ・庁内はもとより、関係機関との連携を強化し、本施策に関する様々な取り組みを体系的に明らかにし、周知を図る。

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民参画と協働に関する方針（ルール）を策定するとともに、区民同士が交流する機会や場を創出することにより、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ◆平成18年度、区HP上に「広聴システム」を開発し、平成19年1月より区に寄せられた意見とその回答を公表した。 ◆新聞購読率(H17.5:72.7%→H22.5:62.6%)の低下により、区報等の配布方法を新聞折込から戸別配付に変更した。 ◆平成22年度より、外部評価を取り入れた行政評価を実施した。 ◆平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入した。 ◆平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイト ことこみゅネット」を開設した。 ◆平成25年度に、行政運営の効率化及び国民の負担の軽減等を目的として番号法が制定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。 ◆番号法に基づき、これまでの個人情報保護方策よりも一段高い保護方策が全庁的に求められる。 ◆情報媒体がさらに多様化し、信頼できる情報が求められる。 ◆町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ◆情報公開コーナーの設置により、区民から要望の多かった情報を提供する環境が整った。 ◆区に寄せられる意見・要望の件数は、平成18年度から平成23年度までで約3倍に増え、特にメールによる意見は、約4倍に増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報伝達技術の発達に伴い個人情報の漏えい等の事件・事故が多発高度化する。適正な管理を誤れば、行政に対する区民の信頼を損なうばかりでなく、損失に係る多額の賠償責任を負うこととなる等、一層の適切な管理運営が求められる。 ◆区に寄せられる意見は年々増加しており、今後も増加することが予測される。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

Content is empty in the image

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
127	江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	14.7	14.0	14.0	13.6	12.6	16.2	0	企画課
128	区の協働事業の数		105 (20年度)	107	125	135	134		—	地域 振興課
129	公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	21.2 (20年度)	25.9	23.2	27.3	28.6		30	企画課
130	1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	3,883 (20年度)	4,574	4,220	3,357	3,736		5,000	広報 広聴課

5 コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	516,187千円	455,166千円	521,938千円	536,410千円	
事業費	348,777千円	300,550千円	361,177千円	366,127千円	
人件費	167,410千円	154,616千円	160,761千円	170,283千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 現状と課題	
<p>◆成果指標127「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、21年度以降横ばいで推移している。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働推進施策の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るという観点からも強く求められており、町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れるしよみの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の取り組みの方向性	
<p>◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無にかかわらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゆネット」の運用により、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆平成26年3月、協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設向けスケジュール化を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度の検証結果もふまえ、中間支援組織の開設準備を進め、協働推進のための環境整備を図る。 ・庁内における協働の取り組みを拡大していくため、職員に対し具体性を持った協働意識の定着を図る。 ・引き続き、行政評価システムの着実な実施・活用を図る。 ・様々な広報媒体を効果的に活用するとともに、請求によらない積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。 	

計画の実現に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課)、総務部長(総務課、職員課、経理課、営繕課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課)、都市整備部長(住宅課建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局次長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿
江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み	
①施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況についての検証を定期的に行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、第三者による行政評価システムの導入、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、庁舎等の適切な改修等を行います。
②状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
◆長期基本計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを、国の集中改革プランに対応するものとして進めてきた(平成17年度～平成21年度)。◆平成18年4月より公共施設の管理運営手法として指定管理者制度を本格的に導入した。◆平成23年10月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画」を策定した。◆平成22年度に、外部評価を取り入れた行政評価システムを導入した。	◆定員適正化、民間活力の活用等の、より一層の推進が求められる。◆指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するため、所管課や第三者機関の的確な評価が求められる。

3-2 計画に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
◆南部地域を中心とする急激な人口増加を受けて、区民ニーズは多種多様なものとなっている。	◆南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や職員の資質向上が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	
◆職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法・地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆住民記録事業、公的個人認証サービス事業、住民基本台帳ネットワーク事業は、住民基本台帳法に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆印鑑登録事業は、印鑑登録に関する自治省通知に基づく自治事務であり、実質的に区の権限が限定的である。◆戸籍管理事業は、戸籍法・戸籍法施行規則等に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。◆公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。◆建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。	

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
131	外部評価によって改善に取り組んだ事業数（累計）		—	23	38	65	84		—	企画課
132	指定管理者制度導入施設数	施設	98	116	116	117	118	120	—	企画課
133	職員数	人	2,952	2,899	2,847	2,814	2,780	2,755	—	企画課
134	職員の対応が悪いと思う区民の割合	%	13.4	12.6	13.1	14.0	11.8	10.1	0	企画課

5 コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	8,602,254千円	9,076,569千円	15,988,818千円	9,371,777千円
事業費	5,042,498千円	5,795,420千円	12,485,303千円	5,835,989千円
人件費	3,559,756千円	3,281,149千円	3,503,515千円	3,535,788千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 現状と課題	
<p>◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けた。◆職員の定員数は、平成21年度2,952人から平成26年度2,755人と、197人の減となった。◆指定管理者制度は導入から8年が経過し、制度の安定運用が行われている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成23年10月に「江東区行財政改革計画」を策定した。◆区南部地域の拠点となり、地域住民の利便性を高める施設として豊洲シビックセンターの整備を進めている。豊洲シビックセンターで実施する手続き、サービス等について、庁内で調整中である。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、必要な見直しを図る。27年度から始まる長期計画（後期）期間において、検証結果を踏まえた新たな行政評価を実施し、引き続き既存の取り組みについての改善、整理、見直しを図る。◆職員の定員数について、今後も、新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆新たな「江東区行財政改革計画」を策定し、民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆豊洲シビックセンターは、市街地再開発事業を活用している。今後、同事業内で消防署及び事務所・商業ビルの建設が進むので、これらの工事と調整を図りながら整備を進めていく。南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図るよう、庁内で連携しながらより良い施設を目指す。◆平成23年度に再構築が完了した基幹系システムの安定運用を推進する。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの検証・見直しを行い、引き続き既存の取り組みについての改善、整理、見直しを図る。 ・職員定数適正化を着実に推進するとともに、業務の効率化・アウトソーシングを進め、スリムな行政組織を目指す。 ・引き続き指定管理者制度の活用や民間委託を推進するとともに、的確な監視体制と外部への透明性を確保する。 ・豊洲シビックセンターの整備については、引き続き関係機関等と緊密に連携し、地域住民のサービス向上に資するよう整備を進める。 ・人材育成基本方針に基づく取り組みを着実に実施する。 	

計画の実現
に向けて

3

自律的な区政基盤の確立

主管部長(課) 政策経営部長(企画課)
関係部長(課) 政策経営部長(財政課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>◆平成19年から、都区のあり方検討委員会で、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度等について都区間で検討が行われている。平成21年には、東京の自治のあり方研究会が設置され、将来の都制度等について調査研究が行われている。◆平成23年から25年にわたる地方分権改革の3次の見直しで、自治体への権限移譲が図られた。地方分権改革のさらなる推進のため、現在第4次見直しが行われ、あわせて改革の新たな手法として提案募集方式が導入された。◆区内居住者人口の増加があるものの、長引く景気低迷の影響により、税収・収納率とも減少傾向にあったが、景気回復の兆しが見え始める中で、税収・収納率ともに回復傾向が見られる。◆地方公会計制度改革の方針により、企業会計的手法に基づく財務諸表の作成・公表が要請されている。◆特別区交付金の原資となる法人住民税法人税割の一部国税化が決定した(26年度税制改正大綱)◆平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。</p>	<p>◆都区のあり方検討委員会等で都区の事務配分、特別区の区域のあり方等についての検討が進む。◆国においては、地方分権改革に新たな手法が導入され、さらなる地方分権が進むとともに、引き続き道州制の導入が検討され、区への対応が求められる。◆今後の景気の動向は依然として不透明であるため、安定的な税収の確保のために、さらなる徴収強化の取り組みが求められる。◆地方分権の推進や都区のあり方検討による役割分担の見直しにより、国・都補助金等の見直しや消費税率引上げ等の税財政制度改革など、区財政を取巻く環境が大きく変化することが見込まれる。◆区政への区民参画に伴い、住民に対する財政状況の更なる透明化や、よりわかりやすい情報の公表が要求される。◆特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されることから、歳入環境に見合った財政運営が求められる。</p>

3-2 計画に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>◆区税の収納方法として口座振替やコンビニ収納は、利便性が高く、収納方法の一つとしてすでに浸透しているが、利用率は横ばい状態が続いている。◆区民ニーズが多様化し、パソコンや携帯電話、金融機関ATMでの区税納付を可能にするマルチペイメントネットワークを活用した収納方法が求められている。◆マンション建設に伴う急激な人口増により、特に教育施設や保育所整備などを中心に早急な公共施設整備が求められている。◆公共施設の老朽化への対応や耐震性を確保するため、改築・大規模改修工事が求められている。</p>	<p>◆区税の口座振替およびコンビニ収納等の既存の収納方法は定着してきており、今後は社会環境の変化への対応と区民の利便性の向上のため、新たな収納方法の導入が必要とされる。◆いかなる区財政の状況にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。◆人口増加に対する公共施設整備の財源として起債を活用するが、後年度負担を踏まえ発行額の抑制が必要となる◆区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策を積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。</p>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
135	経常収支比率	%	75.1 (20年度)	83.4	84.4	83.9	81.1		80	財政課
136	公債費比率	%	3.7 (20年度)	2.4	2.5	3.0	3.0		5.0	財政課
137	基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	44,251 (20年度)	43,261	41,445	41,004	46,801		0	財政課
138	特別区民税の収納率（現年分）	%	96.8 (20年度)	97.30	97.35	98.06	98.65		97.75	納税課
	特別区民税の収納率（滞納繰越分）		26.19 (20年度)	23.09	22.37	30.93	39.18		27	納税課
	特別区民税の収納率（全体）		92.76 (20年度)	91.80	91.64	93.10	95.01		93.08	納税課

5 コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	5,500,330千円	16,171,959千円	5,086,236千円	8,502,886千円
事業費	4,120,342千円	14,901,276千円	3,686,056千円	7,091,301千円
人件費	1,379,988千円	1,270,683千円	1,400,180千円	1,411,585千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>
(1) 現状と課題
◆地方分権改革による基礎自治体への権限移譲に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆人口増など多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しいが、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取組みが必要である。
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区に対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに、行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆長期計画の後期期間となる平成27年度から平成31年度までの各施策の方向性や事務事業の具体的な取り組みについて、検討を進める。◆区税の収納率向上のため、滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応じていくため、クレジットカード収納やペイジー収納などの新たな収納方法を導入し、区民への周知や利用率の向上のための取り組みを積極的に推進していく。

7 二次評価<<区の最終評価>>
・国の地方分権改革や、都区のあり方検討委員会における検討状況を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。
・中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することにより、健全な財政を維持する。
・収納率向上に向けた新たな収納方法の導入については、費用対効果を精査し、十分にその必要性を分析するとともに、その利用促進のための取り組みを、積極的に推進する。

